

野田市墓地等の経営の許可等に関する条例の 一部を改正する条例（案）概要

1 条例改正の趣旨

墓地等の経営の許可については、昭和 23 年 6 月 1 日施行の「墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき千葉県知事が行っていました。県からの権限移譲により平成 13 年 4 月 1 日から市町村が処理することとなり、「野田市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「野田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」を制定し、市の事務として行ってきました。

近隣市では、平成 20 年から 21 年にかけて宗教法人から宗旨・宗派不問とする大規模な墓地（事業系墓地）経営の許可申請が相次いだため、墓地の経営の許可に関する条例を改正し、規制を強化しています。本市においてもここに来て宗教法人から事業系墓地の経営の許可に関する相談が多く寄せられるようになりました。今後の野田市の墓地需要の予測を立てたところ、現在でも概ね 20 年間は墓地数が充足していると考えていますが、現行条例では必要以上に墓地や納骨堂が作られることになり、他市・他県民のための墓地整備になりかねない状況となっています。

本市では平成 13 年以降、条例改正を行わず現在に至っています。前述のとおり市内の墓地等の経営の状況から市民の墓地の需要に対し供給が可能であることから、墓地等の経営の許可等に関する基準や施設基準等を強化するため、条例を改正しようとするものです。

2 条例改正の主な内容

現行条例では、宗教法人の所有地であれば墓地の新設ができる規定となっているため、事業系墓地の新設が可能です。墓地の新設及び拡張を制限することを目的に、次のとおり改正を行います。

（１）新規の墓地申請の改正

① 墓地の経営者の条件及び設置場所の規制を強化(改正条例第 6 条第 1 項第 1 号)

新設の許可条件を「宗教法人の主たる事務所の存する境内地及び隣接地」に限定することで、市内の宗教法人に限定するとともに主たる事務所の存する境内地以外の飛び地に事業系墓地が新規に設置されることを制限する。

《現行》宗教法人(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定するものという。以下同じ。)で、本市の区域内に宗教法人法上の事務所を有し、かつ、第3項の規定によって新たに墓地の区域を変更することができない場合に永続的に自己の所有地に規則で定める要件に該当して設置した墓地を経営しようとするとき。（条例第 6 条第 1 項第 2 号）

【改正】宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人で、本市の区域内に主たる事務所を有し、本市の区域内において継続的に宗教活動を行い、かつ、永続的

に墓地等を経営する能力を有するもの(以下「市内宗教法人」という。)が、当該市内宗教法人の主たる事務所が存する境内地(同法第3条に規定する境内地をいう。以下同じ。)又は規則で定めるその隣接地(申請予定者が所有する土地であって、かつ、当該土地に関して所有権以外の権利が存しない土地に限る。以下同じ。)において、規則で定める要件に該当して設置した墓地を経営しようとするとき。(条例第6条第1項第1号)

② 住宅等との距離要件の規制強化(改正条例第7条第1項第2号)

現条例で埋葬の場合に適用していた住宅等からの隔離距離100m以上を、改正条例施行時点の境内地を拡大して設置する墓地のすべてに適用する。

《**現行**》埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう。以下同じ。)の用に供する敷地から墓地までの距離は、100メートル以上であること。(条例第7条第1項第2号)

【**改正**】住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院その他規則で定める施設をいう。以下同じ。)の用に供する敷地から墓地又は納骨堂までの距離は、100メートル以上であること。(条例第7条第1項第2号)

③ 既存墓地の変更要件の規制強化(改正条例第6条第4項)

既存の墓地を拡大して墓地を設置する場合の基準についても、新設墓地同様に、許可条件を「宗教法人の主たる事務所が存する境内地又は隣接地」に限ることとする。

《**現行**》当該区域が次条から第9条までに規定する基準に適合していること。(条例第6条第3項第1号)

【**改正**】当該墓地の経営が第1項に規定する基準に適合すること。(条例第6条第4項第1号)

④ 墓地無し宗教法人の緩和規定を廃止(現行条例附則第4項の廃止)

「この条例の公布の際、現に本市の区域内に宗教法人上の事務所を有し、かつ、本市の区域内に墓地を有していないものが、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請をした場合に永続的に自己の所有地に設置した墓地」として、新規に整備できることとしていた。この条例附則第4項の規定は、「当分の間」の経過措置として規定したものであり、条例制定後13年を経過し、現時点で相談もないことから廃止とする。

⑤ 事前協議の義務付け(改正条例第5条の2から第5条の8まで)

経営の許可の申請前に適切な指導ができるよう、事前協議要綱で行政指導していた事前協議を条例に規定し義務付けとする。

また、周辺住民への周知を徹底するため、現行条例では規定されていなかった、標識の設置や説明会の開催を義務付けとする。

主な項目は次のとおり。

- ・事前協議(条例第5条の2)
- ・標識の設置等(条例第5条の3)

- ・説明会の開催等（条例第5条の4）
- ・意見の申出等（条例第5条の5）
- ・土地所有者の承諾（条例第5条の6）

※これらの規定が適切に行われていない場合は、勧告（条例第5条の7）、公表（条例第5条の8）をする規定を設ける。

⑥ 駐車場の設置を義務付け（改正条例第8条第6号及び第9条第3号）

利用者の利便性を考慮し、現行条例に規定のない駐車場の設置を義務付けし、設置要件を新設する。

《現行》墓地には、便所、使用水の施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。（条例第8条第6号）

【改正】墓地には、管理事務所、駐車場、便所、使用水の施設及びごみ集積施設を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる管理事務所、駐車場、便所及び使用水の施設が隣接地にあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

駐車場は、墓地の利用者が使用しやすい位置に墳墓の区画数に0.1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数とする。以下この号及び次条第1項第4号において同じ。)以上の駐車台数を有すること。この場合において、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車台数を、全駐車台数に0.02を乗じて得た数以上有すること。（条例第9条第3号）

※駐車場の台数要件は、主たる事務所の存する境内地及びその隣接地に墓地の合計が、3,000平方メートル以上の墓地とする。

（２）檀家分家の墓地を設置するための墓地用地の確保

新設変更による墓地設置規制を強化することにより、各宗教法人の檀家の分家の方が求める墓地の増設も困難になる。しかし、こうした本当に必要な需要に応えるための墓地の拡張については認める必要があることから、今回の条例改正に当たり次の経過措置を設ける。

① 改正条例施行の際の主たる事務所の所在する境内地内での墓地の新設、変更の要件の緩和（改正条例附則第4項から第8項）

【改正条例附則第4項】この条例の施行の際、現に存する境内地の区域内において、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可を受けようとするとき（この条例による改正前の野田市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項第2号の規定に該当する場合に限る。以下同じ。)又は法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可を受けようとするとき（旧条例第6条第3項の規定に該当する場合に限る。以下同じ。)においては、この条例による改正後の野田市墓地等の経営の許

可等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の4第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「説明会を開催」とあるのは「説明」と、同項第1号中「200メートル」とあるのは「50メートル」とし、同項第2号及び同条第2項の規定は適用しない。

【改正条例附則第5項】この条例の施行の際、現に存する境内地の区域内において、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定による墓地の経営の許可を受けようとするとき又は同法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可を受けようとするときにおいては、現に存する境内地の区域内において、新条例第5条の6の規定の適用については、同条中「計画地の境界から10メートル以内に存する土地の所有者(国又は地方公共団体を除く。)全員」とあるのは「計画地の境界から10メートル以内に存する土地の所有者(国又は地方公共団体を除く。)全員及び計画地の境界から50メートル以内に居住する者の3分の2以上の者」とする。

【改正条例附則第6項】この条例の施行の際、現に存する境内地の区域内において、旧条例第6条第1項第2号の規定による墓地の経営の許可又は同条第3項の規定による墓地の区域の変更の許可を受けようとする場合においては、新条例第7条第1項第2号の規定は適用しない。

【改正条例附則第7項】この条例の施行の際、現に存する境内地の区域内において、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可を受けようとするとき又は法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可を受けようとするときにおいては、新条例第9条第4号の規定は適用しない。

- ② 主たる事務所のない境内地の区域内においての変更は、現行の取扱いと同様とする。

【改正条例附則第8項】この条例の施行の際、現に存する主たる事務所が存しない境内地の区域内において法第10条第2項の規定による墓地の変更の許可を受けようとするときにおいては、新条例第5条の3及び第5条の5の規定は適用しない。

(3) 立入調査(改正条例第15条)

許可時及び許可後に現状を確認できるようにするため、立入調査の項目を新設する。

【改正】市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者等の協力を得て、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入らせ、当該墓地又は納骨堂の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(4) 許可の取消し等(改正条例第16条)

許可後の指導の強化として、許可取消しの項目を新設する。

【改正】 市長は、法第19条の規定により、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、墓地等の経営者に対し、規則で定めるところにより、墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可若しくは第2項の規定による墓地等の変更の許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地等の経営者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 墓地等が第6条から第12条までに規定する基準(第13条の規定により適用を除外する部分を除く。)に適合しないとき。
- (3) 墓地等の経営者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくはこの条例の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 許可を受けた者以外の者が実質的に墓地等を経営していると認められるとき。
- (5) その他市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるとき。

(5) 納骨堂に関する規定の整備

現条例では規制のなかった納骨堂について、墓地と同様に事前協議を義務付け、設置場所も宗教法人の主たる事務所が存する境内地又は隣接地に限定するとともに、住宅地からの距離規定を適用する。